

堺市公報 第8号	平成30年2月16日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	3
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	5
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	5
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	8
○道路法に基づく国道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	13
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	15
○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	15
<b>&lt;上下水道局公告&gt;</b>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止につい	

て

【上下水道局総務部給排水設備課】……………16

＜教育委員会告示＞

○堺市指定有形文化財の指定について

【文化観光局文化部文化財課】……………16

告 示

堺市告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成30年2月16日

堺市長 竹山修身

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人ほのぼのステーション	ケアプランセンターほのぼの旭ヶ丘	堺市堺区旭ヶ丘南町一丁3-23	平成30年2月1日	居宅介護支援

堺市告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成30年2月16日

堺市長 竹山修身

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
日清住宅サービス株式会社	ミヨ倶楽部 堺 ショートステイ	堺市堺区宿屋町東 一丁1番4号	平成30年2 月1日	短期入所生 活介護
株式会社グローバルケア	グローバルケア百 舌鳥ヘルパーステー ション	堺市北区百舌鳥赤 畑町三丁123番地 2	平成30年2 月1日	訪問介護
合同会社ゆずサ ポート	ゆず介護サービス	堺市西区浜寺石津 町西三丁4番4号	平成30年2 月1日	訪問介護
合同会社アム ール	アムールケア 堺	堺市堺区一条通15 -21	平成30年2 月1日	訪問介護
株式会社コミュ ニティ・ライフ	デイサービス笑寿	堺市北区南長尾町 一丁2番31号	平成30年2 月1日	通所介護

堺市告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年2月16日

堺市長 竹山修身

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
日清住宅サービス株式会社	ミヨ倶楽部 堺 ショートステイ	堺市堺区宿屋町東 一丁1番4号	平成30年2 月1日	短期入所生 活介護

堺市告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので

で、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

平成30年2月16日

堺市長 竹山修身

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ウィザ スイーライフ	早稲田イーライフ 堺津久野	堺市西区津久野町三 丁31-10番地	平成30年2 月1日	地域密着型 通所介護

堺市告示第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年2月16日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社グロー バルケア	居宅介護	グローバルケア 百舌鳥ヘルパー ステーション	大阪府堺市北区百舌鳥赤 畑町三丁123番地2 グ ローバルケア百舌鳥1F	平成30年2 月1日
株式会社グロー バルケア	重度訪問介護	グローバルケア 百舌鳥ヘルパー ステーション	大阪府堺市北区百舌鳥赤 畑町三丁123番地2 グ ローバルケア百舌鳥1F	平成30年2 月1日
合同会社エエ よん	行動援護	ヘルパースクエ アくらんなかも ず	大阪府堺市北区中百舌鳥 町六丁1040-24 ロイヤ ルカーサ1番館201号室	平成30年2 月1日
合同会社アム ール	居宅介護	アムールケア堺	大阪府堺市堺区一条通 15-21 大成マンション 1F	平成30年2 月1日

合同会社アムール	重度訪問介護	アムールケア堺	大阪府堺市堺区一条通15-21 大成マンション1F	平成30年2月1日
合同会社アムール	同行援護	アムールケア堺	大阪府堺市堺区一条通15-21 大成マンション1F	平成30年2月1日
合同会社ゆずサポート	居宅介護	ゆず介護サービス	大阪府堺市西区浜寺石津町西三丁4番4号 石津川駅前ビル201号	平成30年2月1日
合同会社ゆずサポート	重度訪問介護	ゆず介護サービス	大阪府堺市西区浜寺石津町西三丁4番4号 石津川駅前ビル201号	平成30年2月1日

堺市告示第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

平成30年2月16日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社シックスボックス	計画相談支援	うるすす	大阪府堺市中区深井清水町3324	平成30年2月1日

堺市告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧

に供する。

平成30年2月16日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 道 路 区 域 変 更 調 書

路 線 名	区 間 から まで	旧 新	敷 地 の		備 考
			幅員m	延長m	
福田3号線	中区福田1151番1地先	旧	2.60	5.34	(70019)
		新	2.75		
	" 1150番2地先	旧	3.72	5.34	
		新	3.82		



堺市告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり



道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
遠里小野南清水2号線	堺区砂道町3丁100番21地先	旧	5.48	2.47	(㊦090) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区砂道町3丁100番21地先	新	5.48	2.47	
北旅籠西綾之西4号線	堺区桜之町西2丁8番3地先	旧	3.42	29.90	(㊦060) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区桜之町西2丁8番5地先	新	3.71	29.90	
北旅籠東綾之東1号線	堺区桜之町東1丁33番3地先	旧	3.56	42.31	(㊦063) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区桜之町東1丁33番1地先	新	4.13	42.31	
北三国ヶ丘中三国ヶ丘1号線	堺区北三国ヶ丘町1丁5番29地先	旧	4.00 4.01	10.55	(㊦238) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区北三国ヶ丘町1丁5番29地先	新	5.35 5.35	10.55	
向陵西百舌鳥夕雲1号線	堺区百舌鳥夕雲町1丁5番1地先	旧	4.16 4.47	16.15	(㊦022) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区百舌鳥夕雲町1丁5番1地先	新	4.70 4.70	16.15	
大道東1号筋	堺区柳之町東1丁15番1地先	旧	3.38 5.46	13.22	(㊦018) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区柳之町東1丁15番2地先	新	4.32 6.27	13.22	
出島西湊5号線	堺区出島町4丁295番3地先	旧	7.30	2.07	(㊦044) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区出島町4丁295番3地先	新	7.30	2.07	
東湊2号線	堺区東湊町4丁267番4地先	旧	5.45	2.00	(㊦075) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区東湊町4丁267番4地先	新	5.45	2.00	
東湊2号線	堺区東湊町4丁267番9地先	旧	5.45	2.03	(㊦075) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区東湊町4丁267番9地先	新	5.45	2.03	
百舌鳥夕雲4号線	堺区百舌鳥夕雲町1丁5番1地先	旧	4.05 4.19	18.14	(㊦005) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区百舌鳥夕雲町1丁5番1地先	新	4.70 4.70	18.14	
八田寺17号線	中区毛穴町295番1地先	旧	2.54 3.19	15.98	(㊦440) 開発に伴う寄付 関係分
	中区毛穴町295番1地先	新	2.75 3.60	15.98	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
堀上12号線	中区堀上町156番17地先	旧	2.73	13.44	(ホ027) 開発に伴う寄付 関係分
	中区堀上町156番18地先	新	3.73	13.44	
北野田22号線	東区北野田554番1地先	旧	2.65 3.15	16.00	(キ190) 開発に伴う寄付 関係分
	東区北野田554番1地先	新	3.32 3.58	16.00	
丈六15号線	東区大美野91番92地先	旧	4.68 4.70	12.20	(シ131) 開発に伴う寄付 関係分
	東区大美野91番92地先	新	4.70 4.70	12.20	
日置荘西32号線	東区日置荘西町1丁47番12地先	旧	4.56 4.58	7.64	(ト220) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町1丁47番12地先	新	4.63 4.64	7.64	
日置荘原寺16号線	東区日置荘原寺町528番5地先	旧	1.60 2.00	16.80	(ト268) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘原寺町528番4地先	新	3.54 3.75	16.80	
菩提日置荘北1号線	東区菩提町5丁18番36地先	旧	4.09 4.15	12.72	(ホ049) 開発に伴う寄付 関係分
	東区菩提町5丁18番40地先	新	4.39 4.43	12.72	
石津上線	西区上564番5地先	旧	6.34 6.44	7.40	(2022) 開発に伴う寄付 関係分
	西区上564番5地先	新	6.52 6.57	7.40	
上野芝向ヶ丘25号線	西区上野芝向ヶ丘町3丁1245番55地先	旧	3.83 3.87	14.46	(ウ079) 開発に伴う寄付 関係分
	西区上野芝向ヶ丘町3丁1245番56地先	新	3.92 3.93	14.46	
鳳東10号線	西区鳳東町6丁659番1地先	旧	4.30 5.39	11.90	(ホ221) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳東町6丁659番1地先	新	5.50 6.05	11.90	
鳳北31号線	西区鳳北町3丁127番1地先	旧	1.88 1.95	10.28	(ホ378) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳北町3丁127番1地先	新	2.94 2.97	10.28	
草部7号線	西区草部212番20地先	旧	4.16 4.35	2.57	(ウ023) 開発に伴う寄付 関係分
	西区草部212番20地先	新	4.35 4.35	2.57	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
浜寺諏訪森西44号線	西区浜寺諏訪森町西1丁37番8地先	旧	4.85	9.01	(ハ1022) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺諏訪森町西1丁37番7地先	新	5.35	9.01	
浜寺石津東浜寺諏訪森東1号線	西区浜寺諏訪森町東1丁2番5地先	旧	3.74 3.88	23.09	(ハ124) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺諏訪森町東1丁2番9地先	新	4.70 4.70	23.09	
堀上緑八田寺1号線	西区堀上緑町1丁9番15地先	旧	7.86 7.98	24.99	(ホ029) 開発に伴う寄付 関係分
	西区堀上緑町1丁9番13地先	新	7.96 7.98	24.99	
北花田3号線	北区北花田町2丁103番4地先	旧	2.35 3.36	24.96	(キ077) 開発に伴う寄付 関係分
	北区北花田町2丁103番2地先	新	3.31 3.67	24.96	
北花田10号線	北区北花田町2丁114番1地先	旧	2.90 3.00	17.89	(キ084) 開発に伴う寄付 関係分
	北区北花田町2丁114番1地先	新	3.80 3.85	17.89	
北花田12号線	北区北花田町2丁103番2地先	旧	2.56 2.84	12.76	(キ086) 開発に伴う寄付 関係分
	北区北花田町2丁103番2地先	新	3.28 3.42	12.76	
中長尾向陵中1号線	北区南長尾町2丁31番1地先	旧	10.30	18.70	(ナ104) 開発に伴う寄付 関係分
	北区南長尾町2丁31番1地先	新	11.57	18.70	
中長尾4号線	北区中長尾町3丁114番2地先	旧	3.64	10.00	(ナ110) 開発に伴う寄付 関係分
	北区中長尾町3丁114番2地先	新	4.82	10.00	
宮本7号線	北区宮本町35番1地先	旧	0.70	8.17	(ニ071) 開発に伴う寄付 関係分
	北区宮本町35番1地先	新	2.70	8.17	
南長尾7号線	北区南長尾町2丁31番1地先	旧	5.45	32.81	(ニ135) 開発に伴う寄付 関係分
	北区南長尾町2丁31番1地先	新	6.73	32.81	
百舌鳥赤畑16号線	北区百舌鳥赤畑町2丁45番1地先	旧	3.82	29.69	(ヒ042) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥赤畑町2丁45番1地先	新	5.91	29.69	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
小平尾6号線	美原区小平尾889番1地先	旧	2.54 3.89	14.41	(≡186) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区小平尾889番1地先	新	3.61 4.29		
瓦町8号線	堺区北花田口町3丁80番1地先	旧	3.88 4.19	26.02	(カ019) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	堺区北花田口町3丁71番2地先	新	4.29 4.70		
東湊1号線	堺区東湊町1丁59番1地先	旧	0.91 2.80	49.12	(ト074) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	堺区東湊町1丁59番1地先	新	2.80 4.70		
土師26号線	中区土師町4丁1875番22地先	旧	6.74	3.00	(ハ049) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区土師町4丁1875番22地先	新	6.74		
土師26号線	中区土師町4丁1875番14地先	旧	6.70	2.50	(ハ049) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区土師町4丁1875番14地先	新	6.70		
東山15号線	中区東山322番4地先	旧	1.98 3.64	25.00	(ト057) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区東山322番4地先	新	4.00 4.70		



堺市告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 道 路 区 域 変 更 調 書

路 線 名	区 間 から まで	旧 新	敷 地 の		備 考
			幅員m	延長m	
国道309号	美原区菅生927番1地先 " 922番2地先	旧	28.90 35.60	42.40	(K0309)
		新	28.90 35.40	42.40	

公 告

堺市公告第113号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定による認定をしたので、同条第6項の規定に基づき、その旨を次のとおり公告する。

平成30年2月16日

堺市長 竹山修身

- 1 認定年月日及び認定番号 平成30年2月1日 第E-18号
- 2 対象区域 堺市東区高松122-1、122-7、122-8、130-2、130-4、130-6、丈六279-4、279-5、279-7、296-3、296-5
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局 開発調整部 建築安全課

堺市公告第114号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定による認定の取消しをしたので、同条第4項の規定に基づき、その旨を次のとおり公告する。

平成30年2月16日

堺市長 竹山修身

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号 平成30年2月1日 第E-20号

2 対象区域 堺市北区新金岡町二丁5番18、5番19

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第21号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年2月16日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

### 記

指 定 番 号	第1272号
廃 止 年 月 日	平成30年2月1日
事 業 者 の 名 称	有限会社ことぶき水道
事 業 者 の 住 所	大東市南津の辺町2番39号
代表者の職氏名	代表取締役 淀 一成
事 業 所 の 名 称	有限会社ことぶき水道
事業所の所在地	大東市南津の辺町2番39号

## 教育委員会告示

堺市教育委員会告示第3号

堺市文化財保護条例（平成3年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、次の文化財を堺市指定有形文化財に指定する。

平成30年2月16日



堺市教育委員会  
教育長 石井 雅彦

堺市指定有形文化財

名 称 (種 別)	員 数	所 有 者 (所在地)
井上関右衛門家住宅 座敷棟・道具蔵・俵倉・附属棟 土地956.75㎡・塀7.95m含む (建造物)	4棟	個人
真政圓忍律師坐像 (彫刻)	1 軀	宗教法人 放光寺 (堺市南区美木多上177)
堺環濠都市遺跡出土 銭貨鑄造資料 (考古資料)	150点	堺 市 (文化財課分室保管) (堺市南区稲葉1丁3142)

※ 平成16年に指定済みの「井上家住宅 主屋」については、「井上関右衛門家住宅 主屋」に指定名称を変更する。